

相続税セミナー ～相続税改正と対策～

平成26年6月4日
久納公認会計士事務所
公認会計士・税理士 久納幹史

1

相続税の現状(平成24年データ)

- 相続税申告するのは死亡した方の約4%
(昭和63年改正前から比較し約半減)
- 年間の相続税申告件数は約5万件
- 一件あたり平均課税財産額約2億円、平均納付額は2,400万円程度

2

相続税改正①

- 基礎控除は現在の60%に
基礎控除 5000万円→3000万円
相続人一人あたり1000万円→600万円
- 最高税率は50%→55%に
- 税率が6段階から8段階に(55%、45%の税率が
新設)

3

相続税改正②

- 新旧対照税率表

改正前			改正後		
取得金額	税率	控除額	取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%		1,000 万円以下	10%	
3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円以下	20%	200 万円
10,000 万円以下	30%	700 万円	10,000 万円以下	30%	700 万円
30,000 万円以下	40%	1,700 万円	20,000 万円以下	40%	1,700 万円
			30,000 万円以下	45%	2,700 万円
30,000 万円超	50%	4,700 万円	60,000 万円以下	50%	4,200 万円
			60,000 万円超	55%	7,200 万円

4

相続税改正③

- 改正による増税額(妻と子供2人の場合:法定相続割合による)

	(単位:万円)		
財産総額	改正前 税額	改正後 税額	増加額
8,000	0	175	175
9,000	50	240	190
10,000	100	315	215
20,000	950	1,350	400
30,000	2,300	2,860	560
50,000	5,850	6,555	705
80,000	12,150	13,120	970
100,000	16,650	17,810	1,160

5

相続税改正④

- 改正による増税額(子供2人の場合)

	(単位:万円)		
財産総額	改正前 税額	改正後 税額	増加額
8,000	100	470	370
9,000	200	620	420
10,000	350	770	420
20,000	2,500	3,340	840
30,000	5,800	6,920	1,120
50,000	13,800	15,210	1,410
80,000	27,100	29,500	2,400
100,000	37,100	39,500	2,400

6

相続税改正⑤

小規模宅地の特例の改正 その1

- 居住用は適用面積が240㎡→330㎡と拡大
- 従来 事業用(400㎡)と居住用(330㎡)、合わせて400㎡まで適用
- 改正後 事業用400㎡と居住用330㎡が併用できるようになる
- 不動産貸付業については200㎡までと変更なし

7

相続税改正⑥

小規模宅地の特例の改正 その2 二世帯住宅にかかわる改正

- 従来 内部でつながっていない2世帯住宅はその全体が小規模宅地の特例の対象とならなかった
 - 改正後 内部が区分されていても全体が対象となる
 - ただし、同一のマンション内で親と子がそれぞれ別の部屋に暮らしている場合は対象とならない
- ★平成26年1月1日以降の相続から適用

8

相続税改正⑦

小規模宅地の特例の改正 その3

親が老人ホームに入っている時の適用緩和

- 相続人が介護が必要なための入居であること
(亡くなる直前の状況で判断)
 - その家屋が貸し付けられていないこと
- 上記2点が満たされれば適用できることとなった

★平成26年1月1日以降の相続から適用

9

相続税改正⑧

相続した土地を売却した時の譲渡所得税 の改正 その1

- 従来 相続した土地を売却した場合は支払った相続税のうち土地に関わる部分「全体」を取得費として売却益から差し引いて譲渡所得税を計算する
- 改正後 相続した土地を売却した場合は支払った相続税のうち売却した土地に関わる部分だけを取得費として売却益から差し引いて譲渡所得税を計算する

10

相続税改正⑨

相続した土地を売却した時の譲渡所得税の改正 その2 計算例

- 土地A 相続税評価額 800万円
その他の土地 相続税評価額 4,200万円
その他の財産 5,000万円
相続税 770万円
土地Aを800万円で売却、土地A原価不明
- 従来の計算 譲渡税 75万円(取得費加算385万円)
- 改正後の計算 譲渡税140万円(取得費加算61.6万円)

11

相続税改正⑩

贈与税の軽減 その1

- 直系で20歳以上の子・孫に対する贈与は贈与額410万円以上で軽減
- それ以外の贈与は贈与額1110万円以上で軽減
- 平成27年以降は贈与税率表が2本立てとなる

12

相続税改正⑪

贈与税の軽減 その2

■ 対比税率表

20歳以上で直系尊属からの贈与			それ以外の贈与		
取得金額	税率	控除額	取得金額	税率	控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
			300万円以下	15%	10万円
400万円以下	15%	10万円	400万円以下	20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	3,000万円以下	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	3,000万円超	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円			

13

相続税改正⑫

贈与税の軽減 その3

子・孫への贈与の軽減額

(単位:万円)			
贈与額	改正前 税額	改正後 税額	減少額
200	9	9	0
300	19	19	0
400	34	34	0
500	53	49	△ 5
600	82	68	△ 14
700	112	88	△ 24
800	151	117	△ 34
900	191	147	△ 44
1,000	231	177	△ 54

14

相続税対策①

進め方

- 1 相続財産の把握
- 2 現状の相続税額の算出
- 3 相続財産を減らす方法の策定
- 4 節税策の実施
- 5 相続税支払原資の確保

15

相続税対策②

相続財産を減らすために

- ①毎年贈与していく
- ②証拠を残す
- ③できる限り特例を利用する
- ④将来値上がりするものは早く贈与する
- ⑤移転コストの安いものから贈与する

★注意 不動産の贈与は登記費用が相続に比べ割高である上、不動産取得税がかかる

16

特例① 住宅取得資金贈与

- 父母や祖父母などの直系尊属から資金贈与
- 受贈者は贈与者の子・孫
- 受贈者は贈与年の1月1日において20歳以上
- 受贈者の合計所得金額が2,000万円以下
- 非課税限度額(平成26年:27年以降は未定)
 - i) 省エネ・耐震住宅の場合 1000万円
 - ii) それ以外の住宅の場合 500万円
- 3年以内贈与加算の対象外

17

特例② 教育資金の一括贈与

- 父母や祖父母などの直系尊属から銀行などへ資金を一括拠出
- 受贈者は贈与者の子・孫
- 平成27年12月31日までに贈与
- 限度額は1,500万円
- 学校以外の支払いは500万円が限度
- 贈与を受けた者が30歳になった時点の残額に贈与税が課税される
- 3年以内贈与加算の対象外

18

夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

- 婚姻期間が20年以上の夫婦間
- 居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与
- 基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除可能
- 一生に一度しか適用を受けることができない
- 3年以内贈与加算の対象外

19

相続時精算課税制度

- 贈与者は60歳以上の親(贈与年の1月1日現在)
- 受贈者は20歳以上の子および孫(贈与年の1月1日現在:孫へは平成27年1月1日以降適用)
- 2500万円まで非課税
- 2500万円を超える額については20%の低率課税
- 相続時にこの制度を利用した贈与を合算して計算する。なお、贈与税の支払額がある場合は、相続税から差し引きます。
- 一旦、この制度を採用したらその後の取り消しは出来ない

20

相続時精算課税制度—特徴と使い方

- 一度に多額の贈与が出来る
- 贈与した財産については、贈与時の評価額で確定する



- 収益を生む不動産を贈与する
- 自社株が安いときに贈与する
- 遺産分割の対象にしたくない物を先に贈与

21

相続税対策① 生命保険の活用

- 相続人一人当たり500万円の非課税枠
- 生命保険に入っていない場合は預金を生命保険にすることで課税財産を減らすことができる
- 90歳まで入ることができる生命保険がある

22

相続税対策②

自社株対策 自社株の評価

- 類似業種株価と純資産株価の加重平均で評価される
- 類似業種は会社の配当・課税所得・純資産により算定。これらの変動と国税庁が発表する業種別株価の変動により評価が変動する
- 純資産価格は会社の不動産・有価証券などを相続税評価し算定する

23

相続税対策②

自社株対策 贈与するタイミング

- 会社の業績の悪いときは評価額が安い
類似業種株価の算定上、利益の比重が高いので利益が少ないときは評価が安いので、贈与のチャンス
- 評価額を見ながら毎年贈与する
- 3年赤字が続くとかえって評価が上がってしまう
ことがあり、注意

24

相続税対策③ 賃貸物件の購入 その1

- 建物評価額は固定資産税評価額×70%
- 固定資産税評価額は通常、建築価格・購入価格に比べ安い(建築費の60%程度)
- 土地の評価額も自用地に比べ15%下がる(借地権割合50%のところ)
- 借入金はそのままの金額で相続財産からマイナス
- 結果として相続財産が減少

★近時、不動産賃貸の収益性が下がっている所以要注意

25

相続税対策③ 賃貸物件の購入 その2

- 東京の高層マンションの購入
 - ①のような条件に加え、高層マンションの上層階は時価と固定資産税評価額の差が 大きいため大きいことを利用

26

相続税対策④

相続直前の相続税対策の例

- 孫、子の配偶者など相続人ではない者への贈与
- 直系の子・孫への住宅取得資金の贈与
- 配偶者への居住用財産の贈与

27

相続税の税務調査①

- 調査は必ずといっていいほど否認する材料のあるところに来る
- 預金の調査が主
配偶者および親族関係の預金が対象
- その他事前に調べてくること
証券口座、貸金庫の利用状況

28

相続税の税務調査② 調査の対象となるケース

- 家族名義の預金が多い
- 所得に比べ財産が少ない
- 過去に無記名割引債を購入している
- 過去に不動産を売却しているのに残っている財産が少ない
- 過去に金を購入している実績があっても財産に記載がない
- 預金の動きがおかしい

29

相続税の税務調査③ 税務調査の進み方

- ① 生い立ち、仕事の経歴の聞き取り
- ② 使っていた銀行、証券会社などの聞き取り
- ③ 家族(孫なども含む)の現況
- ④ 使用した印鑑の押印チェック
- ⑤ 貸金庫の実地調査
- ⑥ 事前に調べてきた疑問点の質問
- ⑦ 実際に自宅に来るのは通常1日で終了。その後は税理士との折衝が多い

30

相続税の税務調査③

税務調査対策

- 証拠を残しておく
 - i) 税務署も古い記録は持っていない
 - ii) 贈与税申告は有効な証拠
 - iii) 110万円の非課税範囲内でも文書を残す
- 印鑑と通帳は必ず本人のものを使用し、本人が所持する
- 預金通帳は良く確認をしておく
- 貸金庫は必ずきれいにしておく

31

家族のために①

遺言 その1 公正証書遺言

- 公証人役場で作成
- 確定判決と同様の効果があり、これで不動産登記、銀行の解約などが可能
- 費用がかかる
- 証人2名が必要
- 病院などへも出張してもらうことができる

32

家族のために②

遺言 その2 自筆遺言

- 民法で「全部自筆」「氏名」「日付」「押印」の4つの条件が決まっており、このどれか一つでも欠けていると遺言として認められない
- 遺言者の死亡後、家庭裁判所で「検認」の手続きが必要
- 遺言自体に費用はかからない

33

家族のために③

遺言 その3 作成上の注意事項

- 遺留分を侵害しないように相続人全員に分けるようにする
- 遺贈を受けるものが死亡している場合があるので、その場合のことも書いておく

34

家族のために④ 生命保険の利用

- 生命保険金は遺産分割の対象とならない
- 生命保険を利用することにより、預金を自分の意思で分けることができる
- 相続人一人あたり500万円の非課税枠がある
- 90歳まで加入できる保険もある

35

家族のために⑤ 信託の利用

- 財産分割後の処分方法を決めることができる たとえば以下のようなことが可能
 - i) 毎月〇〇円ずつ、相続人に支払う(学費、生活費など)
 - ii) 相続人が亡くなったときに残った財産の帰属先を指定する
 - iii) 相続人が成人したら財産を渡す
 - iv) 財産の処理について指図人を指定
- 欧米では広く使われており、今後利用が増える見込

36

家族のために⑥ 不要財産の処分

- 預金口座・証券口座を解約してまとめておく
- 不要あるいは価値のない不動産の処分
- 不要な書画骨董などの処分
- その他評価額に比べ時価の低いものは処分

37

良くある誤解

- 法定相続割合の相続しか認められない？
→ 相続人間で合意すれば、法定相続割合に縛られることなく分割は可能
- 親から子への援助は生活費や教育費であっても贈与になる？
→ 生活費や教育費に使ってしまった場合は贈与になりません。ただし、援助したお金が残っていると贈与となります。同様にローンの返済、車の購入などは財産が増加しているので、贈与となります。

38

ご清聴ありがとうございました。